

## 育児休業を取得される方（または出産後再雇用が決まっている方）へのご案内

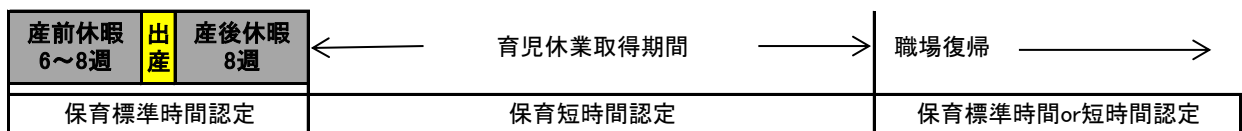
- ◎パート・アルバイト等で会社からの育児休業制度が適用されない方や、出産が理由で退職したが再雇用の約束がある方は育児休業扱いとしております。
- ◎産前産後休業中は保育要件がありますので、出産後8週経過日が属する月の末日までの認定区分は**保育標準時間認定**となります。

### ☆提出書類

育児休業取得期間中 在園児の保育園等 —  必要 . . .  1 ^  
 必要ない . . .  2 ^

#### 1 **保育継続**

### ☆保育継続申立書を提出してください（提出期限：出産後8週間以内）



◎育児休業期間（出産後8週経過日の翌月から復職する前月まで）は**保育短時間認定**となります。申し出により変更も可能です。

標準時間認定で保育が必要な場合は、別途「保育時間認定変更申請書」と診断書等の証明が必要となります。

（平成26年度以前に入所した児童については証明等の提出は不要です）

◎復職（再雇用）後の雇用時間や日数などの変更が生じる場合、「保育の利用を必要とする証明書」を添付してください。

※保育短時間認定とは (◇)  
1日8時間（9時～17時）を限度として、保育が必要な時間の保育を受けられます。  
（注）9時～17時を超える延長保育は、別途延長保育料が必要となります。  
詳しくは通園施設にお問い合わせください。

※保育標準時間認定とは (◇)  
1日11時間（7時半～18時半）を限度として、保育が必要な時間の保育を受けられます。  
（注）7時半～18時半を超える延長保育は、別途延長保育料が必要となります。  
詳しくは通園施設にお問い合わせください。

**保育が必要な時間にかかわらず、11時間の保育が受けられるものではありませんのでご注意ください。**

(◇) 保育が必要な時間とは、勤務時間+通勤時間です。

#### 2 **退園**

### ☆退園届を提出してください

＜育児休業終了後に再度入園希望する場合＞

#### ☆入所申込書を提出してください

新たに入所申請が必要になります。在園されていた園にのみ調整点をすることにより優先されますが、選考による入所になりますので、必ずしも再入園できるものではありません。